

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 宇都宮市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会宇都宮市観光・おもてなし基本計画」に基づき、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介並びに販売を促進するため、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会宇都宮市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

売店の設置場所は、原則として各競技会場に設置する。

3 開設期間

売店の設置期間は、原則として各競技会の開催期間中とする。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。

5 出店数等

出店数及び位置は、市実行委員会が決定し、出店規模は、原則として1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント）とする。

6 経費の負担

(1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

(2) 出店者は、売店設置会場の管理等に要する経費の一部として、市実行委員会が別に定める出店料を負担する。

(3) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとするものは、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。市実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。

ア 国等による障がい者就労施設等からの物品等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障がい者就労施設等

イ アに掲げるもののほか、市実行委員会において特に必要と認めるもの

(4) 出店者は、出店料を市実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。

- (5) 既納の出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると市実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品

- (2) 国体記念グッズ

国民体育大会標章又はいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会マスコットキャラクター「とちまるくん」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会の使用承認を得ているもの。

- (3) 郷土物産品

- (4) 飲食物

ア 製造加工物

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理を行うものであること。

- (5) 宅配便

- (6) その他市実行委員会が特に必要と認めたもの

8 出店者要件

売店の出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件をいずれも満たすものとする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、市内に店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者

ウ 第72回国民体育大会（愛媛国体）以降の国体、競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他市実行委員会が認めたもの

- (2) 次の条件をいずれも満たす者

ア 各競技開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書の提出時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

- オ 調理従業者については、出店前1か月以内に検便検査を実施し、その結果を市実行委員会へ提出できること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモレラ属菌（腸チフス菌、パラチフスA菌を含む）、腸管出血性大腸菌とする。
- カ 申請書の提出時点において、市税（宇都宮市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）及び消費税並びに地方消費税の滞納がないこと。
- キ 宇都宮市暴力団排除条例第2条第3号ないし第5号に規定する暴力団員又は暴力団員等、密接関係者でないこと。
- ク 市実行委員会が企画する選手、監督等へのおもてなしに関する取組に協力すること。

9 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては市実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機等）については、出店者が準備するものとする。なお、市実行委員会の許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間）1張以内（横幕を含む。）
- (2) 長机6台
- (3) 椅子4脚

10 売店運営

出店者は、次の事項を遵守し、市実行委員会の指示に従うものとする。

- (1) 食品関係売店
 - ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。
 - イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い調製するとともに、汚染防止及び直射日光を避けるなど必要な措置を講じ、保管、陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
 - ウ 早期飲食等を促すとともに、その旨を表示する看板等を設置すること。
 - エ 廃棄物収納容器は、蓋付きのものとし、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
 - オ 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。
- (2) その他の売店
 - 取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

11 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）、売店出店概要書（様式第2号）、売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）、誓約書兼承諾書（様式第4号）及びその他必要な書類を添えて、市実行委員会に提出しなければならない。

12 出店者の選定

市実行委員会は、11に規定する申請があったときは、この要項に基づき、適当であると認めたものを出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、市実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障がい者就労施設等
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、市実行委員会が適当と認めたもの

13 出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

14 保健所への手続き

- (1) 食品営業許可申請書の提出が必要な出店者は、保健所に申請し、速やかに営業許可書の写しを市実行委員会に提出しなければならない。
- (2) 食品催事届については、市実行委員会が取りまとめ保健所に提出するため、食品催事届の提出が必要な出店者は、市実行委員会に当該届を提出すること。

15 売店監督員

- (1) 市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会宇都宮市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。

- (5) アルコール飲料の販売，試飲を含む無償提供をすること。ただし，試飲を含む無料提供をせず，郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売及び無償提供すること。
- (7) 許可された品目以外の物品等を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 市実行委員会の許可を受けていない対象火気器具等または燃料等危険物を使用すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか，大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者及びその従事者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は，出店者の責任のもとに行い，発生したごみは毎日持ち帰り，環境美化に努めること。
- (3) 販売品には，関係法令等に定めることにより，適切な表示を行い，販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は，販売品を表示する看板等を主体とし，宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては，ブース前にごみ箱を設置し，容器，食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 市実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあつては，必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに，ブース内に消火器を設置すること。
- (7) 販売品等の搬入搬出する車両には，市実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。なお，原則として搬入車両は，1売店につき1台とする。
- (8) 販売品等の搬入，陳列及び搬出は，大会運営に支障をきたさないよう，市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (9) 服飾は，清潔な衣服を着用し，市実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (10) 接客にあたっては，おもてなしの心で親切，丁寧な対応を心がけること。
- (11) 飲食物を販売する売店にあつては，食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (12) 天候の悪化等の事情により，市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには，その指示に従うこと。
- (13) 市実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。
- (14) 従事者の変更，追加，削除等があつた場合には，直ちに市実行委員会に報告すること。なお，変更，追加の報告の際には，当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (15) 関係法令等を遵守し，施設管理者，市実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (16) 販売員や提供者は，マスク・手袋（運営に支障がある場合は除く）を着用すること。
- (17) 出店場所には，ビニールカーテンやアクリルボードを設置するなど，可能な限りの感染症予防策を講じること。

- (18) 金銭のやり取りは、必ずトレーを介して行うこと。精算担当者と商品受け渡し担当者に分ける等の対策も可能な限り講じること。
- (19) 売店でグッズ、飲食物の販売は可能だが、既製品、包装された商品とすること。
- (20) 試食・試着は避けること。見本品などは触れなくても見やすい場所に配置する、サイズ合わせは着衣の上から軽く当てる程度とするなど対策を講じること。

19 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

20 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取消

市実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、市実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他市実行委員会が売店の運営管理において、不相当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 賠償責任

出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その他損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくこと。

24 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を市実行委員会に請求することはできない。

25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 本市で開催するいちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会における売店の取扱いについては、この要項に準じて実施する。
- (3) いちご一会とちぎ大会における売店の取扱いについては、栃木県が設置したいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和2年10月31日から施行する。